

記載例を参考に、2月28日必着で提出

< 郵送先 >

東京都新宿区西新宿 8-15-1

東京地裁平成 22 年（ミ）第 12 号会社更生事件

送付事務取扱担当

更生会社株式会社武富士 管財人小畑英一 殿

平成 22 年(ミ)第 1 2 号 更生会社：株式会社 武富士

更生債権届出書（記載例）

平成 23 年 2 月 28 日

* 記載した日付を記載。

東京地方裁判所 民事 8 部御中（〒100-8920 東京都千代田区霞が関 1-1-4）

〒123-5678

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇〇町〇〇

ふりがな

氏 名 司法書士 太郎 ㊞ * 認印で可 シャチハタは不可

(旧姓・現住所と違う住所にて取引がある場合には、そちらも記載下さい)

旧 姓 旧住所

生年月日 明・大・㊞・平 55 年 1 月 1 日

TEL 045 - 123 - 5678

FAX 045 - 123 - 5679 * FAX がない場合は記載不要

郵便物受取場所（上記住所と異なる場合にのみ記載）

〒 -

住 所

* 武富士や裁判所から送られてくる書類を住所地以外で受け取りたい場合は記載

頭書事件につき更生手続に参加するため、以下のとおり更生債権の届出をする。

第 1 債権額

1 債権の種類：不当利得返還請求権（過払金）

2 債権の額（議決権額）： 金 500 万円

* 金額が不明の場合『金 500 万円 取引履歴未開示のため詳細不明』と記載し

後日、武富士より債権届出書が届いた際に、金額を訂正して再提出

3 債権の内容及び原因

過払金元金及び同元金に対する、平成22年10月30日（開始決定の前日）までの年5%の割合により利息金

第2 議決権の額

上記第1 2の金額と同額（但し、法136条第2項及び3項に該当する部分は除く）

第3 更生債権者と訴訟係属のある場合

横浜地方裁判所 支部 平成22年(ハ)第12345号
事件名 不当利得返還請求事件 原告名 司法書士太郎 被告名 (株)武富士

*武富士を相手に裁判を起こしていた場合は、訴状を提出した裁判所と事件番号を記載する。

第4 執行力ある債務名義の ・無（いずれかに○。有の場合は写しを添付）

*武富士を相手に裁判を起こし、判決または和解にて終了している場合は、「債務名義有」に○をして、判決書・和解調書のコピーも同封して返送する。

*本人確認資料として運転免許証や健康保険証のコピーも同封願います。